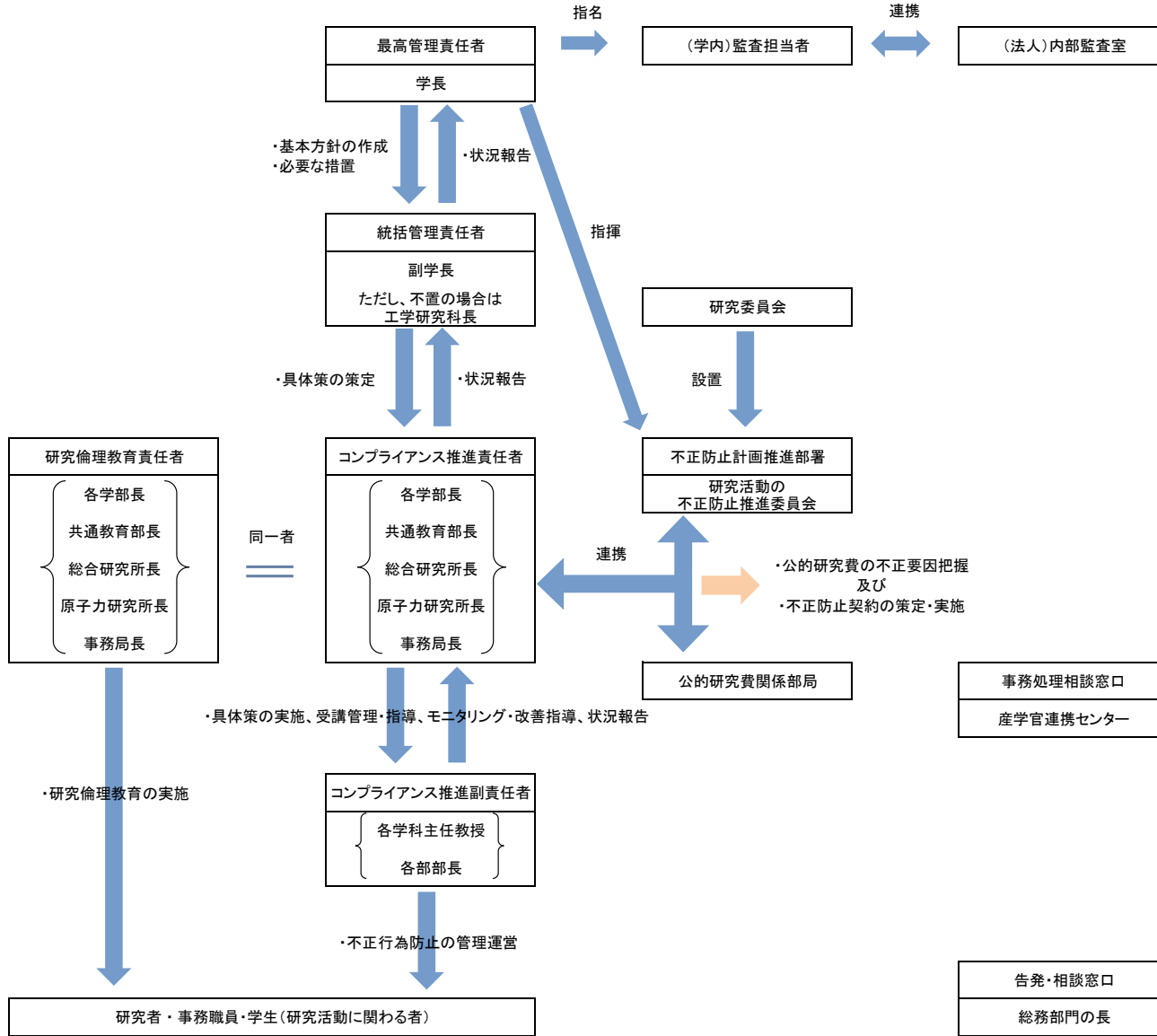


東京都市大学における研究活動に関する運営及び管理体制



最高管理責任者

- ・機関全体を統括し、研究活動について最終責任を負う
- ・不正防止対策の基本方針を策定し、周知する
- ・統括管理責任者及びコンプライアンス推進責任者が責任を持って管理・運営が行えるよう、適切にリーダーシップを発揮する

監査担当者

- ・最高管理責任者の直轄的組織であり、最高管理責任者が担当者を指定し、複数の組織から人員を確保してチームとして内部監査を実施する

統括管理責任者

- ・最高管理責任者を補佐し、研究活動について機関全体を統括する実質的な責任と権限を持ち、基本方針に基づき、機関全体の具体的な対策の策定・実施、報告を行う

コンプライアンス推進責任者

- ・各部署等の運営・管理について実質的な責任と権限を持ち、統括管理責任者の指示の下、自己の管理監督又は指導する部署等において、コンプライアンス教育、適切な管理・執行のモニタリングとその改善指導を行う

コンプライアンス推進副責任者

- ・コンプライアンス推進責任者の指示に基づき、学科等における不正行為の防止に関する管理運営に取り組む

研究倫理教育責任者

- ・所属する研究者、研究支援人材など広く研究活動に関わる者を対象に、研究倫理に関する知識を定着・更新させるべく、定期的に研究倫理教育を実施する

不正防止計画推進部署

- ・研究活動の不正行為の防止及び研究者等の適正な執行のため、最高管理責任者のもと、不正防止計画の策定・見直しとその状況確認、モニタリングによる執行状況の検証、公的研究費の管理に関する各部署・内部監査部門との連携を図る

事務処理相談窓口

- ・公的研究費に係る事務処理手続き及び資金の使用等に関し、研究遂行の適切な支援を行う

告発・相談窓口

- ・不正行為にかかわる告発の受付、相談、情報の整理及び最高管理責任者等への報告を行う